

平成18年3月23日(木曜日)

議事日程第5号

平成18年3月23日(木曜日)午前10時開議

- 第 1 . 追加提出議案の説明並びに質疑
議案第105号から議案第109号まで 5件
- 第 2 . 追加提出議案の委員会付託(付託表は別紙のとおり)
- 第 3 . 委員長審査報告
- 第 4 . 議案第 4号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更について
- 第 5 . 議案第 5号 本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分について
- 第 6 . 議案第 6号 本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更について
- 第 7 . 議案第 7号 由利本荘市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定について
- 第 8 . 議案第 8号 由利本荘市入院医療費支給条例の制定について
- 第 9 . 議案第 9号 由利本荘市乳幼児健康支援一時預かり事業の実施に関する条例の制定について
- 第 10 . 議案第 10号 由利本荘市子育て支援金条例の制定について
- 第 11 . 議案第 11号 由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の制定について
- 第 12 . 議案第 12号 由利本荘市鳥海山麓地区総合案内所条例の制定について
- 第 13 . 議案第 13号 由利本荘市幼稚園預かり保育料徴収条例の制定について
- 第 14 . 議案第 14号 由利本荘市視聴覚教育センター条例の制定について
- 第 15 . 議案第 15号 由利本荘市旧佐藤政忠家住宅保存条例の制定について
- 第 16 . 議案第 16号 由利本荘市コミュニティ防災センター条例の制定について
- 第 17 . 議案第 17号 由利本荘市春の丘地域交流施設条例の制定について
- 第 18 . 議案第 18号 由利本荘市介護予防拠点施設条例の制定について
- 第 19 . 議案第 19号 由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例の制定について
- 第 20 . 議案第 20号 由利本荘市さけ・ます増殖施設条例の制定について
- 第 21 . 議案第 21号 由利本荘市水産物養殖研究所条例の制定について
- 第 22 . 議案第 22号 由利本荘市水産物養殖施設条例の制定について
- 第 23 . 議案第 23号 由利本荘市上蛇田ぶどう園管理条例の制定について
- 第 24 . 議案第 24号 由利本荘市ワイン試験研究所条例の制定について
- 第 25 . 議案第 25号 由利本荘市地域産物展示販売施設条例の制定について
- 第 26 . 議案第 26号 由利本荘市地域交流等施設条例の制定について
- 第 27 . 議案第 27号 由利本荘市神沢緑地広場条例の制定について

第 28 号	議案第 28 号	由利本荘市石脇コミュニティセンター等条例の制定について
第 29 号	議案第 29 号	由利本荘市自然休養村センター条例の制定について
第 30 号	議案第 30 号	由利本荘市総合交流ターミナル温泉宿泊施設条例の制定について
第 31 号	議案第 31 号	由利本荘市大内多目的広場条例の制定について
第 32 号	議案第 32 号	由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案
第 33 号	議案第 33 号	由利本荘市交流広場条例の一部を改正する条例案
第 34 号	議案第 34 号	由利本荘市克雪管理センター条例の一部を改正する条例案
第 35 号	議案第 35 号	由利本荘市インフォメーションセンター及びふれあいステーション条例の一部を改正する条例案
第 36 号	議案第 36 号	由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案
第 37 号	議案第 37 号	由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案
第 38 号	議案第 38 号	由利本荘市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
第 39 号	議案第 39 号	由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案
第 40 号	議案第 40 号	由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案
第 41 号	議案第 41 号	由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案
第 42 号	議案第 42 号	由利本荘市火葬場条例の一部を改正する条例案
第 43 号	議案第 43 号	由利本荘市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案
第 44 号	議案第 44 号	由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案
第 45 号	議案第 45 号	由利本荘市 P R 館おおうち条例の一部を改正する条例案
第 46 号	議案第 46 号	由利本荘市地域エネルギー開発利用モデル事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案
第 47 号	議案第 47 号	由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案
第 48 号	議案第 48 号	由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案
第 49 号	議案第 49 号	由利本荘市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案
第 50 号	議案第 50 号	由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案
第 51 号	議案第 51 号	由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案
第 52 号	議案第 52 号	由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案
第 53 号	議案第 53 号	由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案
第 54 号	議案第 54 号	由利本荘市消防手数料条例の一部を改正する条例案
第 55 号	議案第 55 号	本荘総合地方卸売市場条例を廃止する条例案
第 56 号	議案第 56 号	本荘市技能センター実習場設置条例を廃止する条例案
第 57 号	議案第 57 号	辺地に係る総合整備計画の策定について
第 58 号	議案第 58 号	由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更について
第 59 号	議案第 60 号	小友財産区有林の分収造林契約の変更について

第 60	議案第 61号	小友財産区有林の分収造林契約の変更について
第 61	議案第 62号	由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについて
第 62	議案第 63号	由利本荘市下水道事業特別会計への繰入れについて
第 63	議案第 64号	由利本荘市集落排水事業特別会計への繰入れについて
第 64	議案第 65号	由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰入れについて
第 65	議案第 66号	由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて
第 66	議案第 67号	由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについて
第 67	議案第 68号	平成17年度由利本荘市一般会計補正予算(第9号)
第 68	議案第 69号	平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
第 69	議案第 70号	平成17年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算(第1号)
第 70	議案第 71号	平成17年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算(第2号)
第 71	議案第 72号	平成17年度由利本荘市情報センター特別会計補正予算(第4号)
第 72	議案第 73号	平成17年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算(第2号)
第 73	議案第 74号	平成17年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算(第1号)
第 74	議案第 75号	平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算(第4号)
第 75	議案第 76号	平成17年度由利本荘市下水道事業特別会計補正予算(第5号)
第 76	議案第 77号	平成17年度由利本荘市集落排水事業特別会計補正予算(第4号)
第 77	議案第 78号	平成17年度由利本荘市簡易水道事業特別会計補正予算(第4号)
第 78	議案第 79号	平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算(第3号)
第 79	議案第 80号	平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算(第3号)
第 80	議案第 81号	平成17年度由利本荘市小友財産区特別会計補正予算(第2号)
第 81	議案第 82号	平成17年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計補正予算(第2号)
第 82	議案第 83号	平成17年度由利本荘市水道事業会計補正予算(第5号)
第 83	議案第 84号	平成17年度由利本荘市ガス事業会計補正予算(第5号)
第 84	議案第 85号	平成17年度由利本荘市簡易水道事業会計補正予算(第4号)

- 第 85 . 議案第 86号 平成 18 年度由利本荘市一般会計予算
- 第 86 . 議案第 87号 平成 18 年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算
- 第 87 . 議案第 88号 平成 18 年度由利本荘市老人保健特別会計予算
- 第 88 . 議案第 89号 平成 18 年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算
- 第 89 . 議案第 90号 平成 18 年度由利本荘市情報センター特別会計予算
- 第 90 . 議案第 91号 平成 18 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計予算
- 第 91 . 議案第 92号 平成 18 年度由利本荘市奨学資金特別会計予算
- 第 92 . 議案第 93号 平成 18 年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算
- 第 93 . 議案第 94号 平成 18 年度由利本荘市下水道事業特別会計予算
- 第 94 . 議案第 95号 平成 18 年度由利本荘市集落排水事業特別会計予算
- 第 95 . 議案第 96号 平成 18 年度由利本荘市簡易水道事業特別会計予算
- 第 96 . 議案第 97号 平成 18 年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算
- 第 97 . 議案第 98号 平成 18 年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算
- 第 98 . 議案第 99号 平成 18 年度由利本荘市小友財産区特別会計予算
- 第 99 . 議案第 100号 平成 18 年度由利本荘市北内越財産区特別会計予算
- 第 100 . 議案第 101号 平成 18 年度由利本荘市松ヶ崎財産区特別会計予算
- 第 101 . 議案第 102号 平成 18 年度由利本荘市水道事業会計予算
- 第 102 . 議案第 103号 平成 18 年度由利本荘市ガス事業会計予算
- 第 103 . 議案第 105号 由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定について
- 第 104 . 議案第 106号 由利本荘市国土利用計画の策定について
- 第 105 . 議案第 107号 羽越本線西目駅舎合築及び自由通路改築工事委託変更協定の締結について
- 第 106 . 議案第 108号 平成 17 年度由利本荘市一般会計補正予算 (第 10 号)
- 第 107 . 議案第 109号 平成 17 年度由利本荘市地域情報化事業特別会計補正予算 (第 3 号)
- 第 108 . 陳情第 1号 前払い金制度に関する陳情書
- 第 109 . 陳情第 2号 公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情
- 第 110 . 陳情第 3号 地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書提出についての陳情
- 第 111 . 陳情第 4号 建設コンサルタント業務における市内業者の育成と有効活用についての陳情書
- 第 112 . 陳情第 5号 由利本荘市美術館 (文化施設併設) 建設基本構想に関する陳情書
- 第 113 . 継続審査中の平成 17 年陳情第 7 号の 1 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出についての陳情

- 第114．継続審査中の平成17年陳情第7号の2 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出についての陳情
- 第115．継続審査中の平成17年陳情第9号 患者・国民負担増計画中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出についての陳情
- 第116．継続審査中の平成17年陳情第14号 法務局の増員に関する意見書提出についての陳情
- 第117．追加提出議員発案の説明並びに質疑
議員発案第1号 1件
- 第118．議員発案第1号 道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書の提出について

本日の会議に付した事件
議事日程第5号のとおり

出席議員（28人）

1番 今野英元	3番 佐々木勝二	4番 小杉良一
5番 田中昭子	6番 佐藤竹夫	7番 高橋和子
8番 渡部功	9番 佐々木慶治	10番 長沼久利
11番 大関嘉一	12番 本間明	14番 高橋信雄
15番 村上文男	16番 佐藤賢一	17番 伊藤順男
18番 鈴木和夫	19番 齋藤作圓	20番 佐藤勇
21番 佐藤譲司	22番 小松義嗣	23番 佐藤俊和
24番 加藤鉦一	25番 土田与七郎	26番 村上亨
27番 三浦秀雄	28番 齋藤栄一	29番 佐藤實
30番 井島市太郎		

欠席議員（2人）

2番 今野晃治 13番 石川久

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

市長	柳田弘助	役	鷹照賢隆
助役	村上隆司	教育長	佐々田亨三
企業管理者	佐々木秀綱	総務部長	佐々木永吉
企画調整部長	猿田正好	福祉保健部長	豊島一郎
建設部長	佐々木孝一	行政改革推進本部事務局長	佐々木均
監査委員事務局長	佐々木泰輔	農業委員会事務局長	上山正義
消防長	福岡憲一	市民環境部政策監	今野忠治

建設部政策監	藤原直久	総務部次長 兼総務課長兼職員課長	中嶋豪
総務部次長 兼財政課長	小松浩	企画調整部次長 兼企画調整課長	渡部聖一

議会事務局職員出席者

局長	熊谷正次	長	石川隆夫
書記	鎌田直人	書記	遠藤正人
書記	阿部徹		

午前10時21分開議

議長（井島市太郎君） ただいまから本日の会議を開きます。

2番今野晃治君、13番石川久君より欠席の届け出があります。

出席議員は28名であります。出席議員は定数に達しております。

この際、お諮りいたします。このたび追加議案及び追加議員発案の提出がありましたので、議会運営委員会を開き、本日の日程をお手元に配付のとおり定めましたが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって本日の議事は、日程第5号をもって進めます。

議長（井島市太郎君） 日程第1、追加提出議案の説明並びに質疑を行います。

この際、議案第105号から議案第109号までの5件を一括上程し、市長の説明を求めます。柳田市長。

【市長（柳田弘君）登壇】

市長（柳田弘君） それでは、提出議案の内容についてご説明申し上げる前に、一言感想を申し上げたいと存じます。

昨年3月22日、新たな希望と期待を込められて由利本荘市が誕生いたしました。これまでもひとえに議員の皆様、そしてまた市民の皆様の協力のおかげで、深く感謝申し上げます。

それでは、追加提出議案の内容についてご説明申し上げます。

本日は5件の議案を追加提出させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

初めに、議案第105号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてですが、これは由利本荘市矢島農林水産物処理加工施設など115施設について、指定管理者を指定しようとするものであります。

次に、議案第106号由利本荘市国土利用計画の策定についてですが、これは国土利用計画法に基づく由利本荘市国土利用計画を策定するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、議案第107号羽越本線西目駅舎合築及び自由通路改築工事委託変更協定の締結についてですが、これは昨年9月市議会定例会において工事委託協定を議決いた

だきました羽越本線西目駅舎及び自由通路改築工事について、その費用負担を変更することに伴う変更協定を締結するに当たり、議会の議決を得ようとするものであります。

次に、補正予算についてであります。説明に入ります前に、このほど平成17年度の特別交付税が決定になりましたので、その概要について報告させていただきます。

本年度の特別交付税は、個別の財政需要額のうち市町村合併や除排雪に要した経費に重点配分され、全国平均では6.4%の減となった中、県内各市の平均は13.9%の伸びを示しております。

本市の3月期の交付決定額は、13億6,910万4,000円で、12月交付額と合わせますと19億33万8,000円となります。

前年度に比較しますと、8,724万1,000円の減、率にして4.4%の減となるものであります。本市の場合、合併移行経費に係る分の4億3,600万円については、平成16年度で交付済みとなっているため、両年度の総額で見ますと秋田市に次いで2番目となる交付額となりました。

これは、地元出身国会議員並びに総務省に対する粘り強い要望活動が実を結び、既定予算額を上回った財源を確保することができたものと考えております。

それでは、議案第108号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）についてご説明申し上げます。

その内容は、民生費に石沢保育園改築事業に係る補助金の追加と、地域情報化事業特別会計への繰出金を増額しようとするものであります。

石沢保育園改築事業については、社会福祉法人多宝会が運営する石沢保育園の改築計画に基づき、平成18年度事業として国に対して協議、要望してきたところであります。このたび国において、平成17年度の補正予算による事業採択となり、前倒し実施の内示があったことから予算措置をしようとするものであります。

補正総額は4億3,174万3,000円となり、その財源として、国庫補助金、市債及び確定した特別交付税をみており、予備費に3億4,869万7,000円を措置し、来年度の繰越財源として確保し、補正後の歳入歳出予算総額を518億4,461万6,000円にしようとするものであります。

なお、国における年度末の補正予算であることから、あわせて繰越明許費を設定しようとするものであります。

続いて、議案第109号地域情報化事業特別会計補正予算（第3号）であります。これは、去る19日午前0時30分ごろ、鳥海地域の上川内地内で発生いたしました建物火災によって、隣接するY B ネットの幹線が約100メートルにわたって類焼する事故があり、現在応急措置を行っておりますが早急に復旧を要することから、修繕に係る経費を追加しようとするものであります。

補正額は850万円となり、その財源は一般会計繰入金を充当し、補正後の歳入歳出予算総額を9,467万9,000円にしようとするものであります。

以上が、第1回市議会定例会に追加提出いたしました議案の概要でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

以上でございます。

議長（井島市太郎君） 以上をもって追加提出議案の説明を終わります。

これより追加提出議案に対する質疑に入ります。

この際、本日追加提出されました議案第105号から議案第109号までの5件に対する質疑の通告は、休憩中に議会事務局へ提出していただきます。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時30分 休 憩

午前10時31分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより追加提出されました議案第105号から議案第109号までの5件を一括議題として質疑を行います。

ただいままでのところ発言の通告がありませんので、以上をもって追加提出議案に対する質疑を終結いたします。

議長（井島市太郎君） 日程第2、追加提出議案の委員会付託を行います。

お手元に配付いたしております付託表のとおり、各委員会に審査を付託いたします。

この際、委員会開催のため暫時休憩いたします。

午前10時32分 休 憩

午後 1時00分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議長（井島市太郎君） これより議案第4号から議案第58号まで、議案第60号から議案第103号まで及び議案第105号から議案第109号までの104件、陳情第1号から陳情第5号までの5件、継続審査中の平成17年陳情第7号の1、陳情第7号の2、陳情第9号及び陳情第14号の4件を一括上程し、日程第3により、各委員会の審査の経過と結果について委員長より報告を求めます。

なお、委員長報告に対する質疑は、各案件に入ってからこれを許します。

最初に総務常任委員長の報告を求めます。27番三浦秀雄君。

【総務常任委員長（三浦秀雄君）登壇】

総務常任委員長（三浦秀雄君） 総務常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当委員会に審査付託になりました案件は、初日の先決議案を除き、また、本日の追加分を含めまして、条例関係4件、補正予算7件、新年度予算6件、その他8件及び陳情3件の計28件であります。

なお、これに継続審査中の陳情2件を加えた30件の審査結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要をご報告申し上げます。

初めに、議案第4号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理する事務の変更及び本荘由利広域市町村圏組合規約の変更について、及び議案第5号本荘由利広域市町村圏組合の共同処理事務の変更に伴う財産処分についての2件につきましては、関連がありますのでまとめてご報告申し上げますが、これは、現在、本荘由利広域市町村圏組合において

共同処理している事務のうち、視聴覚教育センターの事務について共同処理の必要性が希薄になっていることから、この事務を由利本荘市に移管するため、規約から削除するとともに、組合教育委員会の設置に関する条項についても削除し、また、財産処分については、視聴覚教育センターの財産をすべて由利本荘市に帰属させようとするものであり、以上の2件については、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第7号由利本荘市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の制定についてであります。これは地方公務員法の改正に伴い、人事行政の運営等の公表について必要な事項を定める条例を新たに制定するものであります。各任命権者より市長あてに報告され、市長がとりまとめて公表する主な事項としては、職員の任免、職員数、給与、勤務成績の評定などの状況などであり、また、公表は毎年12月末までに広報掲載とインターネットを利用した閲覧により行われることなどを定めるものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第37号由利本荘市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案であります。これは、国及び県人事委員会勧告にかんがみて、職員給与の給料表の級の構成及び号給構成を改定し、さらに、給料月額、昇級制度の改定等を行うものとなっております。

級については、現行の9級制を7級制とし、また、昇級月については1月に統一し、号給については、現行の1号を4段階に細分化するものであります。また、給料月額については全体として平均4.5%の引き下げとなりますが、若年係員層の引き下げは行わず、中高年層について最高7%引き下げることにより、給与カーブのフラット化を図るものなどが主な改正内容となっております。

なお、給料の切りかえによる経過措置として、改正後の給料表による職員個々の給料月額が現行の給料月額に達しない場合については、その額に達するまでの期間は現行給料額を保障するものとされているものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第38号由利本荘市移動通信用鉄塔施設整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案であります。これは、移動通信鉄塔施設に係る電気通信事業者より徴収する分担金に関し、県単独地方債事業による施設整備事業については事業費の8分の1以内を徴収する規定を加え、条文を整備するため、一部条例を改正しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第39号由利本荘市移動通信用鉄塔施設条例の一部を改正する条例案であります。この主な改正内容は、岩城君ヶ野、岩城北沢、由利西沢の各基地局が今年度において完成することに伴い、この3つの基地局を条例に加えると同時に、基地局を利用しようとする電気通信事業者より徴する使用料については、現行では一律となっている使用料を、施設の整備事業の種類ごとに3区分とするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第57号辺地に係る総合整備計画の策定についてであります。これは、本荘地域南ノ股及び北ノ股の辺地において、生活環境整備の促進のため浄化槽の整備を行うに当たり、「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置」の適用を

目的とし、法の規定に基づき総合整備計画書を作成し、議決を求めるものであります。

いずれの辺地も、事業年度を平成18年度から20年度の3カ年とし、南ノ股においては、浄化槽の設置基数25基、事業費を4,110万円、北ノ股においては23基、3,780万円としております。また、いずれも事業費の3分の1が特定財源、残り3分の2が一般財源で、一般財源の2分の1を辺地対策事業債とする計画内容となっているものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第58号由利本荘市過疎地域自立促進計画の変更についてであります。これは昨年6月の定例会において議決され、策定された当該計画について、事業計画にカントリーパーク事業等のほか、市道改良工事、舗装工事等の整備事業を追加するため変更しようとするものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第60号及び議案第61号のいずれも同様議案名の小友財産区有林の分収造林契約の変更についての2件につきましては、いずれも本荘地域北ノ股地内の小友財産区有林に係る独立行政法人緑資源機構との分収造林契約について、管理の効率化を図るため、新たに本荘由利森林組合を加えた造林費負担三者契約にするとともに、収益の分収割合を小友財産区50%、緑資源機構40%、本荘由利森林組合を10%とし、また、存続期間を現契約の50年間を、優良材生産を目指した長伐期施業導入のため70年間に変更するものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第68号平成17年度一般会計補正予算（第9号）についてであります。

当委員会に付託になりましたのは、歳入では第1款から4款、10款、12款から16款、18款から21款、また、歳出では第1款、2款、12款、13款及び地方債の追加と変更であり、その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入であります。第1款市税は実績と見込みによる補正であり、各税の総額では9,978万円増額するものであります。

2款地方譲与税及び10款地方交付税の普通交付税は、交付額の確定による増額、3款利子割交付金の減額及び4款配当割交付金の増額については、見込みによるものであります。

12款分担金、13款使用料及び手数料、14款国庫支出金、15款県支出金は、各事業費等の確定、あるいは事業の中止等に伴う減額が主なものであります。

16款財産収入は、土地・分譲宅地売り払いによる増額と、施設の故障による風力発電売電収入の減額などであります。

18款繰入金では、歳入歳出の調整に伴う財政調整基金の減額と、補助金確定による財産区繰入金の減額であります。

19款繰越金は前年度繰り越しであり、今回の補正で2億2,000万円余り増額し、補正後は12億9,053万9,000円となるものであります。

20款諸収入では、市税延滞金の増額、歳計現金預金利子の減額のほかは、年度末の実績等による雑入の補正であります。

21款市債につきましては、合併市町村振興基金積立事業債10億円を新たに追加するほかは、各事業費確定に伴う減額が主なものであります。

次に、歳出であります。人件費や年度末における事務事業費の精査内容については報告を省略させていただき、それ以外の主なものをご報告いたします。

第1款議会費は、合併後の在任特例期間中における議員に係る政務調査費の返還・辞退などによる減額が主なものであります。

2款総務費では、歳入でも触れましたが、合併特例債により4年間で40億円の基金を造成するための合併市町村振興基金積立金10億円の追加措置が主なものであります。

12款公債費及び13款諸支出金の普通財産購入費につきましては、いずれも年度末精査であります。

なお、地方債補正につきましては、10億円を限度額とする合併市町村振興基金積立事業1件を追加し、また、各事業の確定、あるいは見込み等により、移動通信用鉄塔施設整備事業など42件の起債について、その限度額のみ変更するものであります。

次に、議案第72号平成17年度情報センター特別会計補正予算（第4号）につきましては、CATVセンターの運営に係る年度末精査による補正であります。

歳入補正の主なものは、有線テレビの新規加入負担金及び引き込み線更新工事負担金、インターネット利用の新規加入負担金及び使用料、前年度繰越金、落雷による施設破損保険料等の雑入をそれぞれ増額するものとなっております。

また、歳出補正の主なものは、人件費のほか、幹線・引き込み線については落雷による修繕費や日沿道等に係る移転工事費、インターネット接続手数料などを増額するほか、番組制作費等については精査による減額をし、歳入歳出それぞれ378万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億3,908万9,000円にするものとなっております。

次に、議案第73号平成17年度地域情報化事業特別会計補正予算（第2号）についてであります。これはYBネットの運営費に係る年度末精査による補正であります。

歳入補正の主なものは、引き込み工事手数料や施設改修に伴う負担金を増額するほか、YBネット使用料、光ファイバー貸付収入、一般会計から繰入金などを減額するものとなっております。

また、歳出補正の主なものは、施設・設備の維持管理に要する経費の精査や予算の組み替えの増減額のほか、過疎対策事業債に係る償還金利子の減額などで、歳入歳出それぞれ442万1,000円減額し、歳入歳出それぞれ8,617万9,000円にするものとなっております。

次に、議案第81号平成17年度小友財産区特別会計補正予算（第2号）についてであります。これは財産区管理会の運営費及び財産管理に係る事務費等の年度末の精査による補正であり、歳入歳出それぞれ30万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ146万5,000円にするものとなっております。

次に、議案第82号平成17年度松ヶ崎財産区特別会計補正予算（第2号）についてであります。これも小友財産区と同様、財産管理費の年度末の精査による補正であり、基金繰入金、基金積立金等の調整を図り、歳入歳出それぞれ3万2,000円を減額し、歳入歳出それぞれ83万円にするものとなっております。

以上ご報告申し上げました一般会計、特別会計の補正予算については、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、新年度予算についてご報告申し上げます。

初めに、議案第86号平成18年度一般会計予算についてであります。当委員会に付託されましたのは、歳入では第11款を除く各款、歳出第1款、2款、12款から14款及び地方債であります。

まず、歳入についてご報告いたします。

第1款市税のうち、市民税においては定率減税の一部廃止、均等割の増収、また、固定資産税や入湯税の増収などを見込み、各税の総額で前年度比3.2%増となる、76億6,310万1,000円を計上しております。

2款地方譲与税につきましては、税源移譲分が所得譲与税として措置されるため、27.1%増の13億616万5,000円としております。

3款利子割交付金から9款地方特例交付金までの各交付金につきましては、前年度実績に基づき計上されておりますが、地方特例交付金については定率減税補てん分の減により、大幅な減収となっております。

10款地方交付税については、前年度当初比では1億3,000万円ほどの増額であります。前年度実績比としては5.9%の減となり、181億4,116万1,000円を見込んでおります。

12款分担金及び負担金では、移動通信鉄塔整備事業者負担金、電気利用負担金、石脇財産区選挙費負担金などがあります。

13款使用料及び手数料は、庁舎使用料等、公共施設に係る使用料や市税証明等の手数料収入であります。

14款国庫支出金は、市町村合併補助金であります。

15款県支出金では、市町村合併特例補助金、地籍調査事業費補助金、電源立地地域対策交付金、元気な地域づくり交付金、県広報配布委託金、県税徴収費委託金、県議会議員選挙費委託金、各種統計調査委託金であります。

16款財産収入につきましては、土地建物貸付収入、財政調整基金運用収入、分譲宅地売り払い収入、風力発電売電収入などがあります。

17款寄附金は、存置項目であります。

18款繰入金では、14億5,500万円余りの財政調整基金からの繰り入れと、各財産区等からの繰入金であります。なお、平成18年度末の財政調整基金の残高を11億2,400万円ほど見込んでおります。

19款繰越金は、前年度繰越金として8億円を見込んでおります。

20款諸収入につきましては、市税延滞金、歳計現金預金利子、地域総合整備資金貸付金元利収入、宝くじ市町村交付金などが主なもので、そのほかは雑入であります。

21款市債については、ケーブルテレビ施設事業債など5件の総務債、減税補てん債及び臨時財政対策債であります。

次に、歳出であります。各所管より詳細な説明を受けておりますが、人件費等経常的な経費や継続的な事業費については、この際省略させていただき、新規事業、特筆的な事項などの主な内容についてのみご報告申し上げます。

第1款議会費では、会議録作成、議会報発行等、前年並みの予算計上ではありますが、議会費全体としては、議員の在任特例期間がありました前年に比較し、2億1,600万円余りの大幅な減となっております。

第2款総務費では、住民自治活動支援交付金事業、地域振興事業、集会施設建設等補

助事業などの町内会・自治会・地域振興活動に取り組む団体への支援事業費が新規に計上されており、また、ケーブルテレビ施設整備事業におきましては、岩城地域、東由利地域、本荘地域の松ヶ崎・石沢・北内越地区へケーブルテレビの整備網を拡大するための事業費を計上しております。また、そのほか市民歌制作事業費、市の花・木・鳥の制定事業費、事業所・企業統計調査費、国際交流事業の一環としての中学生アメリカ研修費、大内地域の滝・岩野目沢地区の移動通信用鉄塔施設整備事業費、新年度に執行予定の石脇財産区議会議員一般選挙、大内及び笹子土地改良区の総代選挙、並びに次年度執行予定の県議会議員一般選挙準備に係る選挙費などが主なものであります。

第12款公債費は、長期債の元金及び利息の定時償還金並びに一時借入金の利子であり、計79億7,171万8,000円計上されております。

第13款諸支出金は、普通財産購入費であり、土地開発公社に委託し先行取得した土地15件分の購入費に係る公社への償還金であります。

第14款は予備費であり、前年同額の5,000万円措置されております。

歳出は以上であります。なお、地方債は予算書第3表に記載のとおり、53件の事業について起債の目的・限度額・起債の方法・利率及び償還の方法を定めるものとなっております。

次に、議案第90号平成18年度情報センター特別会計予算につきましては、大内地域のケーブルテレビ運営に係る特別会計予算であります。その歳入の主なものは、有線テレビ10件、インターネット30件の新規加入を見込む加入者負担金、2,342件分の有線テレビと680件分のインターネットの使用料、衛星劇場や新たにサービスを開始する34チャンネルセットなどの通信衛星放送視聴料、NHK衛星放送視聴料、日本衛星放送協会業務委託金、ケーブル接続機器売り払い代などのほか、一般会計からの繰入金などとなっております。

また、歳出の主なものは、職員等の人件費のほか、衛星放送や有料チャンネルの受信料、放送用機器・番組制作用機器・NTT柱や電力柱の借り上げ料などの施設・設備の維持管理費、インターネット機器やウイルス対策機器の保守管理委託料及び回線使用料などであり、歳入歳出予算の総額を1億3,120万9,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第91号平成18年度地域情報化事業特別会計予算につきましては、矢島・由利・鳥海の3地域で実施されている超高速インターネットサービスのYBネット運営に係る特別会計予算であります。その歳入の主なものは、加入総数966戸を見込むYBネット使用料や、681戸を見込むテレビ共同受信施設使用料、引き込み工事手数料、NTTへの光ファイバー貸付収入、起債償還金に充当する一般会計からの繰入金などとなっております。

また、歳出の主なものは、引き込み工事手数料、インターネット通信やデータ通信の回線使用料、NTT柱や電力柱の使用料、引き込み部材や伝送機器の予備機購入費、テレビ共同受信施設の修繕費などのほか、起債に係る元利償還金などで、歳入歳出予算の総額を1億89万4,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第99号平成18年度小友財産区特別会計予算についてであります。歳入においては、基金からの繰入金が主なものであり、また、歳出においては、財産区管理委員報酬などの管理会運営費と、約200町歩の山林及び作業道等、財産の維持管理費のほ

か、各種団体への補助を目的とした一般会計への繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額を、それぞれ183万3,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第100号平成18年度北内越財産区特別会計予算についてであります。歳入は基金からの繰入金が主なもので、また、歳出では約20町歩の山林の財産維持費及び団体補助を目的とする一般会計への繰出金等で、歳入歳出予算の総額を、それぞれ2万8,000円と定めるものとなっております。

次に、議案第101号平成18年度松ヶ崎財産区特別会計予算についてであります。歳入では土地貸付収入及び基金からの繰入金が主なもので、また、歳出においては、約38町歩の山林財産管理に要する経費及び各種団体への補助を目的とする一般会計への繰出金が主なもので、歳入歳出予算の総額を、それぞれ86万円と定めるものとなっております。

以上、ご報告申し上げました一般会計及び各特別会計の新年度予算につきましては、いずれも原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日追加提出された案件につきましてご報告申し上げます。

まず初めに、議案第105号由利本荘市の公の施設の指定管理者の指定についてであります。これは市の公の施設のうち115の施設について指定管理者を指定するに当たり、地方自治法及び市条例の規定に基づき、議会の議決を得ようとするもので、その内訳は、公募による矢島農林水産物処理加工施設など20の施設、及び市長の指名による、ゆりの里交流センターなど95の施設についての候補者で、指定管理者選定委員会の審議を経て選定されたものであります。また、指定の期間については、町内会等の自治組織や団体を指定管理者の候補者とする集会施設は平成18年4月1日より10年間、それ以外の施設はすべて4年間とするものとなっております。

なお、市長の指名による指定管理者の施設については、現在、市が管理を委託している団体等を候補者としているものであり、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第106号由利本荘市国土利用計画の策定についてであります。これは国土利用計画法に基づき、合併後の新市における国土利用計画を新たに策定するため、議決を求めているものであります。

計画では、平成16年を基準年次、平成26年を目標年次とし、全国計画及び県計画を基本とし、本市総合発展計画に即して策定するとされております。

計画の大綱としては、土地利用に関する基本構想、市土の利用目的に応じた区分ごと規模の目標と地域別概要、及び計画目標達成に必要な措置を定めており、全体面積12万904ヘクタールについて、目標年次の平成26年における利用区分ごとの規模目標及び地域別の概要を示し、また、その目標を達成するために必要な措置を掲げております。

具体的な内容につきましては、計画書に示されておりますので詳細を省略いたしますが、本計画の策定については、審査会及び各地域協議会の開催により十分な協議・意見聴取を行い、あるいは当市議会の議員各位に対しても回を重ねて協議されており、慎重に策定された内容と認められ、提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第108号平成17年度一般会計補正予算（第10号）であります。当委員会

に付託されましたのは、歳入第10款、歳出第2款、14款及び地方債であります。

歳入では、第10款地方交付税におきましては、特別地方交付税の交付額が確定したことにより、3億5,724万6,000円を追加するものであります。

また、歳出におきましては、Y B ネットの光ファイバー幹線の修繕に対応するため、第2款総務費1項総務管理費において、地域情報化事業特別会計への繰出金850万円を措置し、第14款予備費においては、歳入歳出の調整額について増額するものとなっております。

また、地方債補正では、本荘地域の社会福祉法人が事業主体である石沢保育園改築事業が国の補助事業として採択されたことに伴い、限度額2,480万円、年利率6.0%以内とする石沢保育園改築事業に係る起債についての追加であり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第109号平成17年度地域情報化事業特別会計補正予算(第3号)であります。去る3月19日早朝に鳥海地域で発生した火災により、Y B ネット施設である光ファイバー幹線を焼失したため、その修繕に要する経費を補正するものであります。

歳出では、幹線修繕費を措置するとともに、歳入においては、その財源として一般会計からの繰入金を措置するものとなっております。これにより、歳入歳出それぞれ850万円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を9,467万9,000円にしようとするものであり、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、陳情の審査結果についてご報告申し上げます。

初めに、陳情第1号前払い金制度に関する陳情書であります。現行の市の公共工事に係る前払い金制度については、500万円以上の契約については、1,000万円までの部分については30%以内、1,000万円を超え3,000万円までの部分については20%以内、3,000万円を超える部分については10%以内で、限度額を1億円とする積み上げ方式による前払い金制度になっておりますが、この前払い率を一律40%とし、かつ、中間前払い金制度の採用と、設計、調査及び測量業務委託についても前払い金制度を求める陳情であります。

当委員会では、中間前払い金制度以外については採択すべきとの意見や、歳計現金の保有状況を踏まえると困難性が高いとの意見もございましたが、この陳情内容についてはなお審査の必要があるとの判断から、継続審査とすべきものに決定した次第であります。

次に、陳情第2号公共サービスの安易な民間開放は行わず、充実を求める意見書提出に関する陳情についてであります。この陳情は公共サービスの安易な民間開放や市場化テストを導入せず、また、画一的な公務員の純減を行わないことを求めるものであります。

当委員会では、「安易に導入しない」「画一的には行わない」との陳情の趣旨を採択すべきとする委員の意見もございましたが、今、全体をスリム化しようとする国の政策の流れを断つべきではないとの意見が大半を占め、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

次に、陳情第4号建設コンサルタント業務における市内業者の育成と有効活用についての陳情書についてであります。なお審査の必要があるものと判断し、継続審査とす

べきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の平成17年陳情第7号の2 社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出についての陳情につきましては、社会保障制度の充実と最低年金制度の創設を求める陳情のうち、分割されて当委員会に審査付託された項目内容は、「年金課税を元に戻し、消費税増税や庶民大增税をしない」との内容であります。年金課税の改正については既に施行されており、財政再建の観点から元に戻すべきものではなく、また、消費税増税反対等の考えには賛同できるものの、陳情書の趣旨内容と一致していないものと認められ、当該陳情項目については不採択とすべきものと決定した次第であります。

最後に、継続審査中の平成17年陳情第14号法務局の増員に関する意見書提出についての陳情であります。陳情の趣旨を採択すべきとの意見もございましたが、単に国の一部の機関の職員を増員するという視点ではなく、もっとマクロ的な視点から根本的な改善方策を探るべきものであるとの意見が大半を占め、採決の結果、不採択とすべきものと決定した次第であります。

以上で、当委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、教育民生常任委員長の報告を求めます。20番佐藤勇君。

【教育民生常任委員長（佐藤勇君）登壇】

教育民生常任委員長（佐藤勇君） 教育民生常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日の先決を要する案件を除き、本日提出されました案件を含め、条例関係17件、補正予算7件、平成18年度当初予算6件、その他2件の計32件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりであります。審査の経過と概要についてご報告申し上げます。

初めに、議案第6号本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の一部変更についてであります。これは、介護保険法の改正により、特定高齢者を対象とした効果的な介護予防事業として、平成18年4月1日から地域支援事業が加わることにより、同事業に関する事務を本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約に追加することに伴い、規約の一部を変更するため、地方自治法第252条の14第3項の規定により準用する同法第252条の2第3項の規定に基づき、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第8号由利本荘市入院医療費支給条例の制定についてであります。子育て支援の一環として安心して子供を産み育てられる環境づくりを推進するため、小学生から中学生までの児童に係る入院医療費の一部負担額を支給することにより、保護者の経済的負担を軽減することを目的として、平成18年4月1日から施行するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第9号由利本荘市乳幼児健康支援一時預かり事業の実施に関する条例の制定についてであります。平成18年4月1日から川内保育園において、乳幼児健康支援一時預かり事業を実施するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決

すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第10号由利本荘市子育て支援金条例の制定についてであります。子育て支援の一環として新生児の誕生を祝うとともに、その子育てを支援するため由利本荘市子育て支援金を第2子は10万円、第3子以降は50万円支給するもので、平成18年4月1日から施行するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第11号由利本荘市地域支援事業及び地域支え合い事業費用徴収条例の制定についてであります。本荘由利広域市町村圏組合と由利本荘市との間の介護保険者事務の事務委託に関する規約の規定により実施する、地域支援事業及び由利本荘市地域支え合い事業の費用の徴収に関し必要な事項を定め、平成18年4月1日から施行するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第13号由利本荘市幼稚園預かり保育料徴収条例の制定についてであります。平成18年4月1日から施行するため、合併時に暫定施行した西目幼稚園預かり保育料徴収条例を廃止し、新たに条例制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第14号由利本荘市視聴覚教育センター条例の制定についてであります。視聴覚教育センターに関して、本荘由利広域市町村圏組合から由利本荘市に移管されることに伴い、平成18年4月1日から施行するため、同センターの設置及び管理について、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第15号由利本荘市旧佐藤政忠家住宅保存条例の制定についてであります。平成16年旧矢島町において同住宅及び敷地を購入し、平成17年度八森城址周辺事業として整備したもので、平成18年4月1日から施行するため、新たに条例を制定するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第16号由利本荘市コミュニティ防災センター条例の制定についてから、議案第19号由利本荘市岩城多目的屋内体育施設条例の制定についてまでの4件についてあります。合併時に暫定施行した合併前の旧市・町の条例を廃止し、設置目的や管理運営の状況を勘案の上、新たに条例制定するもので、いずれも平成18年4月1日から施行するものであり、議案第16号から議案第19号までの4件については、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第32号由利本荘市診療所設置条例の一部を改正する条例案についてあります。合併時に暫定施行した由利町鮎川診療所設置条例及び東由利町立診療所設置条例を廃止し、由利本荘市鮎川診療所及び由利本荘市大琴診療所を加え、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第40号由利本荘市運動公園条例の一部を改正する条例案についてあります。小友荒町地区のソフトボール場建設に伴い、平成18年4月1日から施行するため、施設の追加及び使用料に関する条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第41号由利本荘市廃棄物の処理及び再利用並びに清掃に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。最終処分場に直接搬入される一般廃棄物及び粗大ごみ収集で、処理対象としない家電リサイクル法等に定める品目を明確にし、また、粗大ごみ処理手数料を1個700円に統一して、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第42号由利本荘市火葬場条例の一部を改正する条例案についてであります。別表第1の斎場名称を統一し、愛称「安清苑」を加えるとともに、火葬用燃料の使用実績等から別表第2の動物についての火葬場使用料を改定しようとするもので、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第43号由利本荘市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例案についてであります。由利本荘市職員のうち市長が指名する委員を増員し、由利本荘市交通安全対策会議の組織体制強化を図るため、委員数を16人以内から20人以内に改正しようとするもので、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第54号由利本荘市消防手数料条例の一部を改正する条例案についてであります。「危険物の規制に関する政令」等の一部改正に伴い、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所の設置等の許可の申請に対する審査手数料を定める必要があり、平成18年4月1日から施行するため、条文を整備し、条例の一部を改正するものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第62号由利本荘市介護サービス事業特別会計への繰入れについてであります。平成18年度由利本荘市一般会計から公債費などの財源に充当するため、1億円以内を由利本荘市介護サービス事業特別会計へ繰り入れるもので、地方財政法第6条の規定により、議会の議決を得ようとするものであり、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、補正予算についてご報告申し上げます。

最初に、議案第68号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第12款から第18款、第20款、第21款と、歳出第2款から第5款、第7款、第9款、第10款、繰越明許費第10款についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

まず、歳入第12款分担金及び負担金は、精算見込みによる児童クラブ等保護者負担金の増額、第13款使用料及び手数料は、精算見込みによる鳥海診療所使用料の増額、焼却場使用料の減額、消防手数料の増額、第14款国庫支出金は、県の負担金に移行したことによる保険基盤安定制度負担金の減額、精算見込みによる保育所運営費負担金の増額、生活保護費負担金の減額、川内保育園に係る次世代育成支援対策施設整備交付金の減額、外国人登録事務委託金の減額、第15款県支出金は、国庫支出金からの組み替え等による保険基盤安定制度負担金の増額、精算見込みによる福祉医療費補助金の減額、介護予防地域支え合い事業費補助金の減額、すこやか子育て支援事業費補助金の増額、私立幼稚

園分のすこやか子育て支援事業費補助金の減額、国体開催市町村競技会場整備事業費補助金の減額、人口動態調査委託金の減額、第16款財産収入は、精算見込みによる結婚衣装貸付料の減額、単価及び数量増による鉄・アルミプレス等の物品売り払い収入の増額、第17款寄附金は、佐藤憲一記念文庫整備費寄附金の増額、第18款繰入金は、前年度老人医療費確定に伴う老人保健特別会計繰入金の増額、第20款諸収入は精算見込みによる介護保険利用者負担貸付金収入の減額、生活保護費返還金の増額、人間ドック国保助成金の増額、第21款市債は、次世代育成支援対策施設整備交付金の減額に伴う川内保育園改築事業債の増額、精算見込みによる消防施設整備事業債、東中学校建設事業債、矢島中学校整備事業債及び水林総合運動公園整備事業債の減額などが主なものであります。

次に、歳出についてであります。歳出第2款総務費では、1項総務管理費において交通安全対策に関する経費で、新入学児童の黄色い帽子購入費の増額、精算見込みによる交通指導隊に関する経費で、報酬及び出動手当等の減額が主なものであります。3項戸籍住民基本台帳費においては、精算見込みによる切手代等の減額などが主なものであります。

第3款民生費では、1項社会福祉費において、育児休業取得等による人件費の減額、国の基準による国民健康保険特別会計への繰出金の増額、精算見込みによる家族介護支援事業費の減額、生きがい活動支援通所事業費等の減額及び今季の豪雪による軽度生活援助事業費の増額、老人保健医療費精算見込みによる老人保健特別会計繰出金の増額、精算見込みによる身体障害者及び知的障害者施設訓練等支援費の減額、福祉医療費支給事業費の減額、事業費確定による介護保険システム改修経費及び高齢者生活支援ハウス整備費の減額などが主なものであります。

また、2項児童福祉費においては、精算見込みによる障害児保育及び一時保育等の減額、乳児養育支援金の増額、児童手当給付事業費の減額、川内保育園改修事業費の減額などが主なものであります。

また、3項生活保護費においては、精算見込みによる扶助費の減額及び保護施設委託料の増額が主なものであります。

第4款衛生費では、1項保健衛生費において、各種検診受診者数の減及び予防接種者数の減による委託料の減額、精算見込みによる鳥海診療所運営費の医薬材料費の増額、斎場管理費の委託料の増額などが主なものであります。

また2項清掃費においては、精算見込みによる、じんかい収集の委託料の減額、本荘処理センター及び鳥海処理センターの定期整備補修費等の減額などが主なものであります。

第5款労働費は、精算見込みによる出稼ぎ者健康診断委託料等の減額、勤労青少年ホーム管理費の補正であります。

第7款商工費は、1項商工費1目商工総務費で、精算見込みによる放送施設道路草刈業務委託料の減額であります。

第9款消防費は、中途退職者による人件費の減額、事業完了による消防訓練大会開催費等の減額、精算見込みによる防火水槽等の工事請負費等及び水槽付ポンプ自動車等に係る備品購入費の減額、地域防災計画作成委託料等の減額などが主なものであります。

第10款教育費では、1項教育総務費において、精算見込みによるアスベスト検査手数

料等の減額、スクールバス購入費等の減額、奨学資金特別会計繰出金の減額などが主なものであります。

また、2項小学校費においては、精算見込みによる高瀬小学校大規模改修事業費の減額、耐震化優先度調査負担金の減額、児童就学援助事業費の減額などが主なものであります。

また、3項中学校費においては、本荘北中学校特別教室屋根漏水修繕費等の増額、精算見込みによる教育振興費の増額、本荘東中学校プール建設費及び矢島中高連携校関連設計等の減額、4項幼稚園費においては、精算見込みにより運営費及び私立幼稚園就園助成事業費を減額するものであります。

また、5項社会教育費においては、佐藤憲一記念文庫整備基金積立金の増額、修身館の企画展示事業費の減額、精算見込みによる公民館維持費の減額、文化財保存事業費の減額、文化会館及びポートプラザの光熱水費の増額などが主なものであります。

また、6項保健体育費においては、職員人件費の増額、雨天中止によるイースタンリーグ公式戦開催費補助金の減額、基本設計等の確定による水林総合運動公園整備事業費の減額、事業完了による由利運動公園のソフトボール会場等の国体施設整備事業費の減額、精算見込みによる総合体育館管理費の減額、学校給食関係職員の時間外勤務手当等の減額などが主なものであります。

次に、繰越明許費についてであります。これは、第10款教育費第1項保健体育費において、小友荒町地区に建設中のソフトボール場及び鶴舞球場の整備が、今季の豪雪により今年度内の完成が極めて困難なことから、2億7,532万円を翌年度へ繰り越すものであります。

次に、議案第69号平成17年度由利本荘市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、一般被保険者国民健康保険税、療養給付費等負担金、基金繰入金等の減額、秋田県調整交付金、繰越金の増額が主なものであり、歳出においては、精算見込みによる総務費の減額、保険給付費の増減額補正、共同事業拠出金の減額、予備費の増額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を82億5,476万6,000円にしようとするものであります。

次に、議案第70号平成17年度由利本荘市老人保健特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳入においては、精算見込みによる支払基金交付金、国庫支出金等の増額であり、歳出においては、精算見込みによる医療諸費の増額及び前年度医療費確定による繰出金の増額が主なもので、補正後の歳入歳出予算総額を108億2,432万8,000円にしようとするものであります。

次に、議案第71号平成17年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計補正予算（第2号）についてであります。歳入においては、基金繰入金等の減額であり、歳出においては、第1款衛生費において精算見込みによる増減額補正、第2款基金積立金においては基金積立金の減額であり、補正後の歳入歳出予算総額を1,075万1,000円にしようとするものであります。

次に、議案第74号平成17年度由利本荘市奨学資金特別会計補正予算（第1号）についてであります。歳出において、第1款奨学資金費第1項一般管理費において、精算見込みによる事務費の減額に伴い、歳入第2款繰入金の減額及び第3款繰越金の増額であ

り、補正後の歳入歳出予算総額を1億2,061万3,000円にしようとするものであります。

次に、議案第75号平成17年度由利本荘市介護サービス事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入においては、第1款サービス収入及び第3款寄附金を増額、また、第4款繰入金を減額し、歳出においては、精算見込みによる第1款サービス事業費及び第3款公債費の減額、また、第2款基金積立金及び第5款予備費の増額であり、補正後の歳入歳出予算総額を12億485万4,000円にしようとするものであります。

以上、議案第68号から議案第71号、議案第74号及び議案第75号の6件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成18年度予算についてご報告いたします。

最初に、議案第86号平成18年度由利本荘市一般会計予算についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第11款から第16款、第18款、第20款、第21款と、歳出第2款から第5款、第7款、第9款、第10款、債務負担行為についてであります。

その主なものについてご報告申し上げます。

歳入第11款は、交通安全対策特別交付金、第12款分担金及び負担金は、老人保護入所者負担金、保育所入所者負担金、第13款使用料及び手数料は、かしわ温泉使用料、鳥海診療所使用料、焼却場使用料、幼稚園保育料、戸籍手数料、第14款国庫支出金は、知的障害者施設訓練等支援費負担金、保育所運営費負担金、生活保護費負担金、次世代育成支援対策交付金、国民年金事務取扱費委託金、第15款県支出金は、保険基盤安定制度負担金、福祉医療費補助金、すこやか子育て支援事業費補助金、国体開催市町村競技会場整備事業費補助金、第16款財産収入は、物品売り払い収入、第18款繰入金は、老人保健特別会計繰入金、第20款諸収入は、高額療養費貸付金元利収入、地域支援事業受託収入、特別養護老人ホーム建設事業補助金償還金、居宅介護予防サービス計画費収入、第21款市債は、診療所整備事業債、消防施設整備事業債、矢島中学校整備事業債、水林総合運動公園整備事業債などであります。

次に、歳出第2款総務費では、交通安全対策、防犯対策、市民相談、住民基本台帳費に係る経費が主なものであります。

第3款民生費では、老人ホーム・身体障害者・知的障害者・保育所等の経費のほか、国民健康保険費、福祉医療給付費、介護保険費、生活保護に係る経費が主なものであり、入院医療費支給及び子育て支援金事業費などの子育て支援の一環としての経費も計上されております。

第4款衛生費では、各種検診、予防接種に係る経費や、診療所に係る経費及び笹子診療所改築整備事業費、ごみ処理施設に係る経費、し尿処理分担金などが主なものであります。

第5款労働費は、季節労働に係る経費、勤労青少年ホームの管理費を計上いたしております。

第7款商工費は、消費者行政に係る経費を計上しております。

第9款消防費は、常備消防の維持管理費、消防団に係る経費のほか水槽付消防車、高規格救急車、有蓋防火水槽の設置に要する経費が主なものであります。

第10款教育費では、幼稚園、小学校、中学校や各教育施設の維持管理に要する経費、

スクールバスの購入費、上川大内小学校グラウンド改修、西目小学校実施設計等、本荘北中学校防水・塗装・配管改修、本荘南中学校基本設計、矢島中高連携校関連経費、文化会館アスベスト除去工事等、水林運動公園陸上競技場改修、また、冬季国体競技会場等整備、リハーサル大会競技会場整備、リハーサル大会開催費等の実行委員会補助金などの国体関連事業に関する経費が主なものであります。

次に、債務負担行為についてであります。これは、福祉住宅整備資金利子補給及び損失補償について、平成18年度から25年度まで、利子補給について償還利子5%以内の利子補給額、損失補償については金融機関が融資した額の10%に相当する額を、それぞれ限度額として設定するものであり、また、矢島中高連携校建設用地取得事業は、平成18年度から28年度まで、限度額1億7,087万8,000円に設定するものであります。

次に、議案第87号平成18年度由利本荘市国民健康保険特別会計予算についてであります。歳出においては、保険給付費、老人保健拠出金、介護納付金などが主なものであり、歳入においては、国民健康保険税のほか、国庫支出金が主なものであります。歳入歳出予算の総額を85億6,505万円にするものであります。

次に、議案第88号平成18年度由利本荘市老人保健特別会計予算についてであります。歳出においては、医療給付費のほか医療費支給費、審査支払手数料が主なものであり、歳入においては、支払基金交付金、国庫支出金が主なものであります。歳入歳出予算の総額を105億2,542万3,000円にするものであります。

次に、議案第89号平成18年度由利本荘市受託施設休日応急診療所運営特別会計予算についてであります。歳出においては、医師等の報酬と医薬材料費等が主なものであり、歳入においては、診療収入、受託事業収入が主なものであります。歳入歳出予算の総額を906万3,000円にするものであります。

次に、議案第92号平成18年度由利本荘市奨学資金特別会計予算についてであります。平成18年度の貸し付けについて、既存貸し付け決定分及び新規分を含め208人分を予算計上し、この財源として一般会計からの繰入金、繰越金、貸付金の返還金などを充てるものであります。歳入歳出予算の総額を9,886万8,000円にするものであります。

次に、議案第93号平成18年度由利本荘市介護サービス事業特別会計予算についてであります。歳出においては、鳥寿苑、悠楽館及び東光苑の管理運営費が主なものであり、歳入においては、サービス収入、繰入金、繰越金が主なものであります。

なお、白百合苑及びふれあい館鮎川の管理運営に指定管理者制度を導入のため、歳入歳出ともに前年度と比較し、大幅な減額となるものであります。歳入歳出予算の総額を6億8,259万8,000円にするものであります。

以上、議案第86号から議案第89号、議案第92号及び議案第93号の6件は、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、本日追加提出されました案件についてご報告いたします。

議案第108号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第10号）についてであります。当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入第14款、第21款と歳出第3款、繰越明許費第3款についてであります。

これは、社会福祉法人多宝会の石沢保育園改築について、次世代育成支援対策施設整備交付金事業として国と協議中のところ、このたび補助内示があり、関係経費を補正す

るものであります。

その内訳は、第3款民生費第2項児童福祉費において、石沢保育園改築事業費補助金として7,454万6,000円を予算措置するもので、繰越明許費補正により、全額、翌年度へ繰り越すものであります。なお、歳出に充当される特定財源は、第14款第2項国庫補助金の次世代育成支援対策施設整備交付金4,969万7,000円、及び第21款第1項市債2,480万円であります。原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、陳情についてご報告いたします。

最初に、継続審査中の陳情第7号の1社会保障制度充実と最低保障年金制度創設を求める意見書提出について陳情につきましては、「継続審査にすべき」との意見が出され、採決した結果、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

次に、継続審査中の陳情第9号患者・国民負担増計画中止と「保険で安心してかかれる医療」を求める意見書提出についての陳情につきましては、「医療制度改革関連法案が今国会で審議されており、情勢を見きわめて審査を要するとして、継続審査とすべき」との意見が出され、採決した結果、継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） この際、2時30分まで休憩いたします。

午後 2時18分 休 憩

午後 2時32分 再 開

議長（井島市太郎君） 休憩前に引き続き会議を開き、委員長より報告を求めます。

産業経済常任委員長の報告を求めます。18番鈴木和夫君。

【産業経済常任委員長（鈴木和夫君）登壇】

産業経済常任委員長（鈴木和夫君） 18番鈴木から産業経済常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会において当委員会に審査付託になりました案件は、条例関係24件、特別会計への繰り入れ2件、補正予算3件、新年度予算3件、陳情1件の計33件であります。

なお、審査の結果につきましては、お手元に配付しております報告書のとおりでございますが、審査の経過と概要についてご報告を申し上げます。

最初に条例関係の議案のうち、議案第12号由利本荘市鳥海山麓地区総合案内所条例の制定についてであります。これは田園空間整備事業により整備した矢島地域の農村公園内に総合案内所を設置するに当たり、施設の使用に関する条例を制定しようとするものであります。

この施設は、鳥海山ろくの豊かな自然を紹介し、伝統・文化の保存と伝承を担うものであり、委員より、多くの皆様に入館していただけるよう、国道108号からの誘導・案内板の設置に留意を求める声がありました。さらに、利用申請が必要な座敷等について、事前の申請に限らず、訪れた方々が随時その場で手続きできるよう、利用者側に立った対応を望む意見がありました。

また、使用料を徴する施設の設置条例制定であるにもかかわらず、具体的にその金額を運営経費として算定し、施設運営を計画するという作業が不十分であるとの指摘があ

りましたが、その提案の趣旨については了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第20号由利本荘市さけ・ます増殖施設条例の制定についてから、議案第31号由利本荘市大内多目的広場条例の制定についてまでの12件についてであります。これらはすべて合併時に暫定施行した合併前の旧市・町の条例について、由利本荘市の条例として整備するものであり、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第33号由利本荘市交流広場条例の一部を改正する条例案から、議案第35号由利本荘市インフォメーションセンター及びふれあいステーション条例の一部を改正する条例案までの3件についてであります。これらにつきましても先ほどご報告いたしました議案同様、由利本荘市の条例として条文を整備しようとするものであり、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第44号由利本荘市中小企業融資あっせんに関する条例の一部を改正する条例案についてであります。これは平成18年4月1日より国の信用補完制度が改正されることに伴い、市が一律に損失補償することが困難となることから、その条項を削除するものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第45号由利本荘市PR館おおうち条例の一部を改正する条例案についてであります。これは施設内のコミュニティホール賃貸契約を締結していた大内地域岩谷町六区町内会からの契約辞退の申し出に基づき、契約を解除するに当たり条文を整備しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第46号由利本荘市地域エネルギー開発利用モデル事業分担金徴収条例の一部を改正する条例案についてであります。これは鳥海地域猿倉地区で自噴する天然ガスの利用形態に、本年12月より稼働が予定されているガス発電のための供給を新たに追加するものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第47号由利本荘市天鷲郷施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは旧岩城町において一度は無料化した天鷲村の入園料について、その後の入園者数と売上高の推移を分析した結果、天鷲郷の施設全体の団体客利用促進など効率的な運営を図るために入園料を設定しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

なお、委員より、天鷲郷にある施設の入園料の全体的な設定と運用については、より一層の研究を求める意見がありました。

次に、議案第48号由利本荘市農村公園条例の一部を改正する条例案についてであります。これは大内、岩城及び矢島地域に農村公園が整備されたことに伴い、それらを管理するため、また同時に、合併時に暫定施行された旧大内町の条例を由利本荘市の条例とするために条文を整備しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第49号由利本荘市林業研修集会施設条例の一部を改正する条例案について

であります、これは由利地域に間伐推進センター神明会館が設置されたことに伴い、別表に当該施設を追加しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第55号本荘総合地方卸売市場条例を廃止する条例案についてであります、これは昭和59年4月に旧本荘市水林地区に設置された本荘総合地方卸売市場について、その管理に当たる卸売市場協同組合の自立的運営が可能となり、条例設置の目的が達成されたことにより、暫定条例を廃止しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第56号本荘市技能センター実習場設置条例を廃止する条例案についてであります、これは当該施設の用途廃止に伴い、行政財産から普通財産に移管するため、暫定条例を廃止しようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、議案第66号由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計への繰入れについて、並びに議案第67号由利本荘市スキー場運営特別会計への繰入れについての2件であります、これらはいずれも一般会計から特別会計への繰り入れを行うに当たり、地方財政法第6条の規定により議会の議決を得ようとするものであります。

休養宿泊施設運営特別会計には2,000万円以内を、スキー場運営特別会計には1億円以内を、それぞれの事業推進のため繰り入れしようとするものであり、その提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

次に、補正予算であります。

初めに、議案第68号平成17年度由利本荘市一般会計補正予算（第9号）についてであります、当委員会に審査付託になりましたものについて、その主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳入についてであります。

第12款分担金及び負担金につきましては、1項分担金において農地整備事業、農地災害復旧事業がそれぞれ確定したことによる受益者分担金の減額補正であります。

第13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料1目総務使用料において、東由利地域「ぷれっそ」使用料の年度末の精査による減額補正、岩城地域マイタウンバス運行に係る利用者増による運賃収入の増額補正。また、4目農林水産業使用料及び5目商工使用料では、各施設等における使用料及び手数料の実績見込みによる増減額補正であります。

第15款県補助金につきましては、各事業が確定したことにより、それらへの県補助金と県委託金を精査し、それぞれ増減額補正するものであります。

第16款財産収入につきましては、1項財産運用収入において畜産振興基金の利子確定による減額補正、2項財産売払収入において立木売り払い収入の増減補正、生産物売り払い収入の額の確定による増減額補正が主なものであります。

第18款繰入金につきましては、2項基金繰入金において、東由利地域のあなたと地域の農業夢プラン応援事業における、かさ上げ補助分確定による減額補正であります。

第20款諸収入につきましては、4項受託事業収入において、矢島地域における緑資源機構造林受託事業の今年度実施分が見送られたことによる減額補正、5項雑入において

は、市有林における東北電力株式会社の送電線支障木伐採に係る補償費の増額補正が主なものであります。

第21款市債につきましては、各事業の確定に伴い農業債、林業債、商工債、農林水産業施設災害復旧債の増減額補正を行うとともに、総務債においては、議案第46号でご説明いたしました鳥海地域で進められているガス発電事業実施に係る地域新エネルギー開発事業債の増額補正。また、東由利地域の「ぷれっそ」の大規模改修が終了したことによる地域コミュニティ施設整備事業債の減額補正であります。

次に、歳出についてであります。歳入同様、年度末における各事業費の確定による精査及び計数整理が主なものであります。各款ごとにご報告申し上げます。

初めに、第2款総務費につきましては、1項総務管理費6目財産管理費において、歳入第16款でご説明いたしました立木の売り払い収入の3割を、統一条件に基づき集落に交付するための増額補正、また、同項10目自治振興費においてJR西目駅障害者用トイレのドア改修のための組み替え補正であります。

次に、第5款労働費についてであります。1項1目労働諸費において負担金及び補助金確定による減額補正をするものであります。

次に、第6款農林水産業費についてであります。1項農業費においては、あなたと地域の農業夢プラン応援事業で計画されていたメジャー園芸用農機具購入を来年度に実施することによる減額、中山間地域等直接支払い事業の確定による減額、畜産センター設備の修理や機械の導入に要する経費の追加、また、田園空間整備事業に対する県からの予算配分が減になったこと、あるいは中山間地域総合整備事業の年次計画を一部見直したことによる減額補正が主なものであります。

第2項林業費では、歳入第20款でご説明いたしましたとおり、矢島地域での緑資源機構造林受託事業実施が今年度見送られたことによる減額補正が主なものであります。

第3項水産業費では、漁港の漂砂除去のためのしゅんせつ用機械借り上げに係る組み替え補正が主なものであります。

次に、第7款商工費についてであります。コミュニティバスの利用者増により委託料を減額補正するほか、中小企業融資あっせん利子補給金、生活路線バスの運行に係る補助金がそれぞれ確定したことによる経費の追加、今年度予定していた矢島スキー場の用地取得に必要な起債が執行できなかったため、その取得に係る特別会計への繰出金の減額。観光施設の管理・運営に要する経費の精査による増減額補正が主なものであります。

次に、第11款災害復旧費であります。1項農林水産業施設災害復旧費において、林道の災害復旧事業が終了したことによる減額補正であります。

次に、繰越明許費であります。第2款総務費においては地域新エネルギー開発事業として実施の鳥海地域ガス発電事業について、合併特例債の認可が年末まで遅れたこと、また、今冬の大雪で事業に着手できず年度内完了が困難となったことから、7,592万円を翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

同じく第6款農林水産業費、第11款災害復旧費は、ともに松ヶ崎漁港の整備、または災害復旧に係るものであります。昨年11月より荒天が続き海が荒れ、作業日数の確保ができず年度内に完了が困難となったために、第6款においては2,701万円、第11款に

おいては3,067万6,000円をそれぞれ翌年度へ繰り越ししようとするものであります。

次に、債務負担行為についてであります。農業経営基盤強化資金利子助成など4件について新たに設定するものであります。

次に、議案第79号平成17年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、施設使用料、売店収入の実績見込みによる減額補正と、前年度繰越金、自動販売機手数料の増額補正、歳出においては、ホームページ作成計画の見直しによる委託料の減額補正を初め、年度末の精査による減額補正が主なものであり、これによる歳入歳出予算の総額を1億8,038万7,000円とするものであります。

また、債務負担行為では、光熱費・燃料費の大幅削減のために、地域新エネルギー開発事業で整備する天然ガスによる発電と給湯に係る省エネルギーサービス業務委託料を新たに設定するものであります。

次に、議案第80号平成17年度由利本荘市スキー場運営特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入においては、矢島、鳥海オコジョランドそれぞれのスキー場における各事業収入と、一般会計からの繰入金の減額補正と前年度繰越金の増額補正、歳出においては、計数整理と矢島スキー場の用地取得の今年度見送りに係る減額補正であり、これによる歳入歳出予算の総額を1億2,335万1,000円とするものであります。

以上の補正予算3件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

続いて、平成18年度予算についてであります。

初めに、議案第86号平成18年度由利本荘市一般会計予算について、当委員会に審査付託になりましたその主な内容をご説明申し上げます。

まず、歳入であります。

第12款分担金及び負担金につきましては、土地改良事業や草地整備に係る受益者の分担金、負担金と、鳥海地域の温泉施設管理負担金であります。

第13款使用料及び手数料につきましては、1項使用料においては農林水産業各施設と商工観光各施設の使用料、2項手数料においては畜産施設に係る手数料であります。

第15款県支出金につきましては、各事業に対する補助金・委託金であります。

第16款財産収入につきましては、1項財産収入においては農業・観光施設等の貸付収入と畜産基金利子、2項財産売払収入においては間伐での収入が見込まれる立木売り払い収入と各農業生産物売り払い収入であります。

第18款繰入金につきましては、2項基金繰入金において本荘石脇コミュニティセンター等基金に係る繰入金が主なものであります。

第20款諸収入につきましては、3項貸付金元利収入において各預託金に係る回収金が主なものであります。

第21款市債につきましては、各事業実施のための起債であります。

次に歳出について、その主なものを各款ごとにご説明申し上げます。

第5款労働費につきましては、由利本荘市シルバー人材センターへの運営事業費補助金や、勤労者金融対策としての労働金庫への預託に係る経費が主なものであります。

第6款農林水産業費につきましては、1項農業費においては、米と戦略作物の balan

スのとれた生産構造と複合経営の体質強化を図る、あなたと地域の農業夢プラン応援事業に係る経費、集落営農組織や認定農業者等に経理や経営の支援をする担い手支援センター事業費、秋田由利牛のブランド化・高品質化を図るための各種秋田由利牛振興対策事業に係る経費、土地改良や基盤・農道整備を進めるために要する経費が主なものであります。

2項林業費においては、民有林造林促進のための補助率かさ上げに要する経費、林道作業道開設事業費、松くい虫被害による枯れ松対策として、ゆり海岸林再生事業に要する経費が主なものであります。

3項水産業費においては、各漁港の防波堤工事に係る地域水産物供給基盤整備事業費と、つくり育てる漁業を推進するための経費が主なものであります。

第7款商工費につきましては、商工会の効率的運営のための補助、中小企業の経営安定のための保証料補給に係る経費、由利高原鉄道や生活バス路線運行維持に要する経費、また、既存の公共交通機関や市内循環バスとの効率的連絡によりJR羽後本荘駅から由利組合総合病院へ通院する方々の交通利便性の向上を図るとともに、利用者の商店街への還流を促す飛鳥シャトルバス運行事業に係る経費、観光振興計画策定に要する経費、企業誘致や立地を促進するための企業誘致促進事業費、鳥海高原のログハウスやケピンの建築に係る経費、矢島スキー場の用地取得費などが主なものであります。

第11款災害復旧費につきましては、1項農林水産業施設災害復旧費において災害発生時の早急な対応に係る経費を措置するものであります。

第13款諸支出金につきましては、東由利地域の水源地涵養機能保全林の立木の取得に要する経費であります。

次に、議案第97号平成18年度由利本荘市休養宿泊施設運営特別会計予算であります。歳入は施設使用料や各売上収入、一般会計繰入金、繰越金など、歳出は施設の維持管理費、償還金が主なもので、歳入歳出予算の総額を1億9,168万円とするものであります。

次に、議案第98号平成18年度由利本荘市スキー場運営特別会計予算であります。歳入は事業収入、一般会計繰入金、市債など、歳出は施設の維持管理費、用地取得費、圧雪車購入費、償還金が主なものであります。

なお、地方債については先ほどご説明いたしました用地取得と圧雪車購入に係る起債について限度額等定めるものであり、歳入歳出予算の総額を1億5,670万7,000円とするものであります。

以上の新年度予算3件につきましては、いずれもその提案の趣旨を了とし、原案を可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第3号地域別最低賃金の引き上げと最低賃金制度の改正を求める意見書提出についての陳情につきましては、企業や経営者の立場についても検討すべきであるとの意見があり、なお審査の要ありとして、全会一致で継続審査とすべきものと決定した次第であります。

以上で審査の報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 次に、建設常任委員長の報告を求めます。21番佐藤讓司君。

【建設常任委員長（佐藤讓司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤讓司君） 建設常任委員会の審査の結果をご報告申し上げます。

今期定例会におきまして当常任委員会に審査付託になりました案件は、初日に付託された案件を除き、また、本日付託された案件を加えて、条例関係 5 件、特別会計への繰り入れ 3 件、補正予算 7 件、新年度予算 6 件、委託変更協定締結 1 件、陳情 1 件の合計 23 件であります。

審査の結果につきましては、お手元に配付されております報告書のとおりでありますが、主な内容と審査の概要についてご報告申し上げます。

初めに、条例の一部改正に関する案件であります。

議案第36号由利本荘市営住宅管理条例の一部を改正する条例案であります。これは新市発足時に暫定施行した合併前の旧市・町の条例について、コミュニティセンター等の設置目的や管理状況を勘案し、また、指定管理者制度の導入をあわせて、由利本荘市の条例として整備しようとするものであります。

次に、議案第50号由利本荘市都市公園条例の一部を改正する条例案であります。これは都市公園の利用実態を勘案し、管理運営に関する条文を整備しようとするものであります。

次に、議案第51号由利本荘市浄化槽施設条例の一部を改正する条例案についてであります。これは浄化槽施設として新たに整備した個別排水処理施設の名称及び位置のほか、本荘地域の施設使用料について別表に追加するものであります。

次に、議案第52号由利本荘市営住宅設置条例の一部を改正する条例案であります。これは松涛団地、浜山団地及び田町団地に新たに完成した 5 棟10戸の市営住宅を追加するほか、新市発足時に暫定施行した矢島地域交流会館及び衣川会館について、その設置目的や管理運営状況を勘案して、由利本荘市の条例として整備しようとするものであります。

次に、議案第53号由利本荘市ガス事業及び水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例案であります。

これは平成18年 4 月 1 日より、地方公営企業法の全部適用事業である由利地区簡易水道事業を由利本荘市水道事業に統合することに伴い、改正するものであります。

以上、ご報告いたしました 5 件の条例の一部改正につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、特別会計への繰り入れ案件であります。

第63号由利本荘市下水道事業特別会計への繰り入れについて、議案第64号由利本荘市集落排水事業特別会計への繰り入れについて及び議案第65号由利本荘市簡易水道事業特別会計への繰り入れについての 3 件であります。これは、平成18年度由利本荘市一般会計から、下水道事業へは15億円以内、集落排水事業へは11億円以内、簡易水道事業へは3億円以内を各特別会計に繰り入れすることについて、地方財政法第 6 条の規定により、議会の議決を得ようとしているものであります。

以上、ご報告いたしました 3 件の特別会計への繰り入れにつきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、平成17年度各会計の補正予算の案件であります。全般にわたり年度末における事業費等の確定に伴う組み替えや精査及び計数整理であります。

なお、各会計に共通することから、件名のうち「平成17年度由利本荘市」は省略して

報告させていただきます。

初めに、議案第68号一般会計補正予算（第9号）のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、第13款、第14款、第15款及び第21款、歳出では、第4款、第6款、第8款及び第11款、繰越明許費では第4款、第8款及び第11款であります。主たる内容につきまして報告いたします。

歳入では、13款で道路占有料などの増額、14款で災害復旧、浄化槽整備及び公営住宅などにかかわる国庫負担金、補助金及び委託金の減額、15款で浄化槽整備、日沿道、防災ダムなどにかかわる県補助金及び委託金の減額、21款で地方特定道路整備、道路改良及び公共土木施設災害復旧事業などの市債の減額であります。

歳出では、4款で浄化槽整備及び各水道事業費の減額、6款では集落排水事業繰出金の増額、8款では除雪に係る職員の時間外勤務手当を増額するほか、補助及び交付金事業の精査による事業費の減額が主なものであります。

なお、4款の浄化槽設置事業で11月の補助内示による平成18年度事業の前倒し実施により1,167万9,000円、また、8款の地方道路整備臨時交付金3路線事業で追加内示や豪雪による工事の遅れにより9,946万5,000円、土地区画整理事業で補償交渉が日数を要したことにより1億6,959万5,000円、住宅市街地総合整備事業で交付決定が遅れたことにより5,981万円、さらに、公共土木災害復旧2路線事業で豪雪による工事の遅れなどから4,194万1,000円、それぞれ繰越明許費を設定するものであります。

次に、議案第76号下水道事業特別会計補正予算（第5号）であります。歳入では下水道分担金、負担金、使用料及び一般会計繰入金などを増額するほか市債の減額であり、一方、歳出で工事請負費及び移転補償費の確定による減額が主なもので、歳入歳出それぞれ8,289万8,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が33億3,273万9,000円となるものであります。

なお、国の追加予算の内示に伴い、公共下水道及び特定環境保全公共下水道事業で合わせて2億546万円の繰越明許費を設定するものであり、また、地方債の限度額を合わせて5億900万円に変更するものであります。

次に、議案第77号集落排水事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、分担金及び一般会計繰入金の増額のほか、使用料、補助金、雑入及び市債の減額であり、一方、歳出では、各排水処理施設の維持管理費及び日沿道に係る移転補償工事費の減額が主なものであり、また、地方債の限度額を5億5,150万円に変更するもので、歳入歳出それぞれ2,719万8,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が25億173万1,000円となるものであります。

次に、議案第78号簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。歳入では、主に国庫補助金、一般会計繰入金及び市債の減額であり、一方、歳出では、主に施設管理費や花立地区、東由利及び松ヶ崎地区の簡易水道施設整備事業費の確定に伴う減額であり、また、地方債の限度額を7億2,910万円に変更するもので、歳入歳出それぞれ3,895万4,000円の減額となるもので、補正後の歳入歳出予算総額が17億8,719万5,000円となるものであります。

次に、議案第83号水道事業会計補正予算（第5号）についてであります。収益的収入において、水道料金及び手数料など1,811万1,000円増額し、13億8,576万7,000円に、

また、同じく支出において、委託料及び修繕費など2,042万4,000円減額し、12億7,525万3,000円となるものであります。

また、資本的収入において、企業債及び工事負担金など2億1,180万9,000円減額し、6億8,500万1,000円に、同じく支出において、工事請負費などを2億6,767万円減額し、11億6,128万8,000円となるものであります。

なお、高度浄水施設整備及び石綿セメント管更新事業の起債限度額を変更し、総額3億1,670万円に変更するものであります。

次に、議案第84号ガス事業会計補正予算（第5号）についてであります。収益的収入において、ガス料金3,338万9,000円増額し、8億7,808万5,000円に、収益的支出において、原料費1,920万円増額し、9億3,644万9,000円となるものであります。

次に、議案第85号簡易水道事業会計補正予算（第4号）についてであります。収益的収入において、一般会計補助金を42万2,000円減額し、9,091万7,000円に、また、同じく支出において、固定資産除却費など315万4,000円増額し、1億603万9,000円となるものであります。

また、資本的収入において、企業債及び国補助金を1億1,425万4,000円減額し、4億7,433万3,000円に、同じく支出において、工事請負費などを1億1,413万6,000円減額し、4億9,076万4,000円となるものであります。

なお、基幹改良及び過疎対策事業の起債限度額を3億4,490万円に変更するものであります。

以上、報告いたしました7件の一般会計、特別会計及び企業会計の補正予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次は、新年度予算であります。補正予算と同様に件名の「平成18年度由利本荘市」は省略して報告させていただきます。

初めに、議案第86号一般会計予算のうち、当常任委員会に審査付託になりましたのは、歳入では、第13款、第14款、第15款、第20款及び第21款、歳出では、第4款、第6款、第8款及び第11款であります。主たる内容につきまして報告いたします。

歳入であります。13款の使用料及び手数料では、行政財産使用料、道路占有料及び住宅使用料などあります。14款の国庫支出金では、道路整備、土地区画整理、公園整備及び公営住宅建設事業などにかかわる補助金、交付金及び委託金であります。15款の県支出金では、14款と同様の事業にかかわる補助金のほか、防災ダム管理及び県道除雪委託金などあります。20款の諸収入では、水源涵養地貸付金元利収入及び住宅市街地総合整備事業補償金などあります。21款は、道路・橋梁整備、公園整備、土地区画整理及び公営住宅建設事業にかかわる市債であります。

一方、歳出であります。4款の衛生費では、浄化槽設置、上水道、簡易水道及び小規模水道にかかわる経費が計上されております。第6款の農林水産業費では、集落排水事業特別会計への繰出金が計上されております。8款の土木費では、道路の維持管理や新設、冬季交通確保、橋梁の新設改良、本荘及び西目地域のまちづくり、土地区画整理、下水道、都市公園及び公営住宅などにかかわる経費77億2,602万8,000円が計上されております。11款では、現年・単独・過年、それぞれの公共土木施設災害復旧費が計上され

ております。

次に、議案第94号下水道事業特別会計予算であります。これは、公共下水道及び特定環境保全下水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、下水道幹線・支線の整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担、国庫補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額が35億6,274万5,000円となるものであります。

次に、議案第95号集落排水事業特別会計予算であります。これは、農業・漁業集落、小規模集合、簡易及び個別排水事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、農業集落及び個別排水事業の整備費、基金積立金及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担金、国庫及び県補助金、一般会計繰入金及び市債などであり、歳入歳出予算総額が29億256万5,000円となるものであります。

次に、議案第96号簡易水道事業特別会計予算であります。これは、本荘・矢島・岩城・由利・大内・東由利地域それぞれの簡易水道事業にかかわる特別会計予算であります。

その歳出の主なものは、処理施設の維持管理費、花立地区、岩城、大内第二、東由利、本荘松ヶ崎地区及び大内第三の各簡易水道施設整備費及び起債の元金・利子の償還にかかわるものであります。

その財源は、受益者負担金、国庫補助金、一般会計繰入金、水道管移設補償費及び市債などであり、歳入歳出予算総額が16億1,446万2,000円となるものであります。

次に、議案第102号水道事業会計予算であります。さきの条例改正案件の際に報告いたしましたとおり、水道事業会計には、新年度から簡易水道事業会計が統合されております。

平成18年度の業務予定量を給水戸数で2万2,498戸、年間総給水量で918万7,500立方メートルと見込み、収益的収入において、水道料金、水質検査手数料及び一般会計補助金などを主なものとし、予定額が14億6,456万6,000円となるものであり、また、支出においては、人件費や施設の維持管理費、企業債利息などであり、予定額が14億1,344万4,000円となるものであり、一方、資本的収入においては、企業債、下水道事業などの水道管移設工事負担金、一般会計出資金及び国・県補助金で予定額が7億4,461万5,000円となるものであり、また、支出においては、人件費のほか、配水管布設及び水源の森工事請負費、企業債の償還にかかわる経費などであり、予定額が12億8,278万6,000円となるものであります。

次に、議案第103号ガス事業会計予算であります。業務予定量を供給戸数で9,501戸、年間総販売量を536万6,328立方メートルと見込み、収益的収入において、ガス料金、受注工事及び器具販売収益などを主なものとし、予定額が8億9,531万3,000円となるものであり、また、支出においては、人件費や各種維持管理費、受注工事費及び企業債利息などであり、予定額が8億9,499万6,000円となるものであります。

一方、資本的収入においては、公共下水道及び土地区画整理事業に伴う工事負担金及び企業債で予定額が6,060万円となるものであり、また、支出においては、人件費のほ

か供給管移設工事請負費及び企業債の償還にかかわる経費などであり、予定額が2億7,860万8,000円となるものであります。

以上ご報告いたしました6件の新年度予算につきましては、いずれも提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

次に、本日付託されました、議案第107号羽越本線西目駅舎合築及び自由通路改築工事委託変更協定の締結についてであります。これにつきましては、西目駅舎及び自由通路の竣工に伴い工事費の精査のため、昨年9月2日に締結した委託協定の金額を1億5,827万円から1億5,477万8,000円に変更しようとするものであります。提案の趣旨を了とし、原案のとおり可決すべきものと決定した次第であります。

最後に、陳情第5号由利本荘市美術館（文化施設併設）建設基本構想に関する陳情書であります。この陳情につきましては、類似施設の現地調査を行うなど慎重に審査いたしましたので、その概要についてご報告申し上げます。

この陳情の主たる内容であります。旧由利組合総合病院跡地に建設が計画されております文化施設に、この地域の美術文化の発展を目的に、総床面積約1,000平方メートルの美術館併設を求めるものであります。

計画されている文化施設は、新しい時代の図書館としてのメディアライブラリーと「世代を超えて集い、遊び、学び交流できる施設」を基本コンセプトに、こども館、市民交流サロン・ギャラリー、貸しスタジオ及び多目的ホールなど備えたコミュニティセンターを平成18年度から22年度までの5カ年計画で整備しようとしているものであります。

その目的は、一日も早く、本荘駅前周辺に日常的に人の流れをつくり、にぎわいを取り戻すこととありますが、美術館を併設することは、文化施設の整備目的を根本から練り直さなければならないこと、また、現在計画されている2棟の施設総床面積が7,400平方メートルに及ぶものであり、増床することにより駐車場等の敷地確保に支障が懸念されること、さらに美術館はその性格上、展示及び収蔵物の劣化を防ぐため特殊な設備を必要としているため建設費が増大するのではないかとの意見があり、旧由利組合総合病院跡地へ建設が計画されている文化施設への美術館の併設は、時間的、財政的要素から困難をきわめることが予測され、不採択とすべきものと決した次第であります。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、各常任委員長の審査報告を終わります。

これより日程の順に従い、議案、陳情等について、質疑、討論、採決を行います。

この際、お諮りいたします。必要と認めるときは、議案、陳情等を一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議事をそのように進めます。

なお、議案、陳情等の件名は朗読を省略したいと思いますので、ご了承願います。

議長（井島市太郎君） 日程第4、議案第4号から、日程第6、議案第6号までの3件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第4号から議案第6号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第7、議案第7号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第7号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第8、議案第8号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第8号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第9、議案第9号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第9号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第10、議案第10号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第10号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第11、議案第11号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第11号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第12、議案第12号を議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第12号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第13、議案第13号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第13号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第14、議案第14号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第14号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第15、議案第15号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第15号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第16、議案第16号から、日程第36、議案第36号までの21件については、合併時に暫定施行されていた旧市・町の条例を、由利本荘市の条例として整備するものでありますので、これを一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第16号から議案第36号までの21件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第37、議案第37号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第38、議案第38号及び日程第39、議案第39号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第38号及び議案第39号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第40、議案第40号から、日程第43、議案第43号までの4件を一括議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第40号から議案第43号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第44、議案第44号から、日程第49、議案第49号までの6件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第44号から議案第49号までの6件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第50、議案第50号から、日程第53、議案第53号までの4件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第50号から議案第53号までの4件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第54、議案第54号を議題といたします。

教育民生常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第54号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第55、議案第55号及び日程第56、議案第56号の2件を一括議題といたします。

産業経済常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第55号及び議案第56号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第57、議案第57号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第57号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第58、議案第58号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第58号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第59、議案第60号及び日程第60、議案第61号の2件を一括議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第60号及び議案第61号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第61、議案第62号から、日程第66、議案第67号までの6件

を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第62号から議案第67号の6件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第67、議案第68号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第68号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第68、議案第69号から、日程第81、議案第82号までの14件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第69号から議案第82号までの14件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第82、議案第83号から、日程第84、議案第85号までの3件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第83号から議案第85号までの3件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第85、議案第86号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第86号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第86、議案第87号から、日程第100、議案第101号までの15件を一括議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第87号から議案第101号までの15件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第101、議案第102号及び日程第102、議案第103号の2件を一括議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第102号及び議案第103号の2件は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第103、議案第105号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第105号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第104、議案第106号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第106号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第105、議案第107号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第107号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第106、議案第108号を議題といたします。

各所管常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第108号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第107、議案第109号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、原案を可決すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。本案は、委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議案第109号は、原案のとおり可決されました。

議長（井島市太郎君） 日程第108、陳情第1号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

総務常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第1号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第109、陳情第2号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決をいたします。委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって陳情第2号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第110、陳情第3号を議題といたします。

産業経済常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

産業経済常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第3号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第111、陳情第4号を議題といたします。

総務常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

総務常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって陳情第4号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第112、陳情第5号を議題といたします。

建設常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。1番今野英元君。

【1番（今野英元君）登壇】

1番（今野英元君） 最初に、建設常任委員会の佐藤譲司委員長初め建設委員の皆様、真摯な討論に対しまして敬意をあらわしたいと思います。

今回の由利本荘市の美術館の建設構想に関する陳情について、現在、全国で美術館が約3,000カ所あると言われていています。その中でどうにか活動している美術館というのが約300カ所、本当に充実した美術館活動を行っている美術館というのは30カ所と言われています。バブルが崩壊しまして日本の美術館は、いまだ冬の状態なんですね。まさに冬の状態を抜け出せないで、公立美術館というのは今多くが指定管理者制度の対象になったり、これから行われる市場化テストの対象になる、そういう管理とか運営というのは大変困難だというのは私も重々承知しております。

それで、今回このような状況の中で美術館構想が出されてきたわけですがけれども、陳情書を読みますと、市民に開かれた美術館であること、それから地域の芸術活動の育成や地域密着型の美術館にしたいという、こういう3つの基本的な性格を持った美術館を目指すとしています。また、由利本荘市における多目的な利用を目指した芸術活動、それから巡回展や団体展、グループ展や個展、生涯学習による美術振興の場にしたい、それから幼児や児童・中学生・高校生の美術体験の場としての美術館の構想であります。これは今から20年くらい前から美術館構想というものがいろいろ練られてきましたし、いろんな場で討論、話しされたことが集大成として今回出てきた、このように思います。

私は、この陳情書が出るに当たって所轄の委員会は教育民生常任委員会に係るものだと思っていましたけれども、まちづくり構想という点から建設常任委員会に付託されることになりました。建物の点からは建設常任委員会、そして内容的には教育民生常任委員会と、まさに2つに係る内容のものであります。

昨年12月議会におきまして、中学生の学生服に関する陳情書が教育民生常任委員会に出されました。このときには教育民生常任委員会と産業経済常任委員会が2つの委員会にかかわるものとして陳情書を連合で審査した経緯があります。今回の美術館構想の陳情においても、まさに内容的には2つの委員会に係るものではないかと私は思っています。今回の建設常任委員会の討議におきまして、これは建設常任委員長にお聞きしたいのでありますけれども、連合審査という意見が出なかったのか、また、そういう討議がなかったのか、また委員長自身が連合での審査ということを考えなかったのかという点を第1点お聞きしたいと思います。

また2点目は、陳情者である芸術団体において、直接委員会に出席して委員の皆様、陳情書の趣旨説明する用意があるということをお聞きしておりました。委員会の審議の中で、陳情者からの趣旨を聞くという意見や討議がなかったのか、また、委員長はそのような用意がなかったのかということをお聞きしたいと思います。

今回の陳情書の採択に当たって、趣旨採択という、前回中学生の学生服の件に関してはそういう採択もしたわけでありましてけれども、そのようなお考えがなかったのかどう

か、この3点をお聞きしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。21番佐藤譲司君。

【建設常任委員長（佐藤譲司君）登壇】

建設常任委員長（佐藤譲司君） それでは、今野議員の質疑にお答えいたします。

まず初めに、教育民生常任委員会となぜ連合審査としなかった理由はということでありまして、質疑にありました連合審査会の開催につきましては、会議規則第96条において、「委員会は、審査または調査のため必要があると認めるときは、他の委員会と協議して連合審査会を開くことができる。」と規定されております。

先ほどの報告で申し上げましたとおり、陳情の趣旨が旧由利組合総合病院跡地で計画されている文化施設への美術館の併設を求めるものであることを、陳情を提出しました由利本荘市美術館建設基本構想策定協議会の事務局に確認しております。それによりまして、「場所を特定しない美術館の建設についての陳情ではない」ということの答えをいただいております。そういうことから、連合審査開催の必要を認めなかったこととなります。また、委員会におきましては、連合審査ということは出ませんでした。

2つ目の陳情者の説明を求めなかった理由でありますけれども、質疑のありました陳情書の説明の機会におきましては、提出されました陳情の内容に疑義があった場合に限り、請願審査の際に紹介議員に趣旨説明を求めることに準じて陳情者に求めることが可能かと考えますが、この陳情につきましては、提出されました陳情書に、その趣旨、施設内容等について事細かに記載されておりますので、その必要を認めなかったものであります。

なお、趣旨説明を求めることにつきましては、公平な審査を行う立場から陳情者の意向によるものではなく、陳情内容に疑義があった場合に限り、委員会の要請によるものと考えております。

最後になりますけれども、3番目の趣旨採択、または継続審査としなかった理由でございますけれども、質疑のありました趣旨採択、また、継続審査としなかった理由については、先ほどの報告で申し上げましたとおり、一日も早く本荘駅前周辺に日常的に人の流れをつくり、にぎわいを取り戻すことであり、基本的な計画の変更が時間的・財政的制約となることが容易に予測されることから、委員会のだれからも趣旨採択、また、継続審査との意見はなく、不採択とすべきものと決定した次第でございます。

以上、私の答弁を終わります。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再質疑ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） 連合審査に関しまして、陳情書を出した事務局と委員長が確認をとったという発言が今ありましたけれども、これは確認をとったということは、やっぱり事務局のだれか、事務局に一応話を聞いてみて、その話をしてみる必要性があったんだということで確認をとったわけですか。その点をお聞きしたいと思います。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。21番佐藤譲司君。

建設常任委員長（佐藤譲司君） お答えします。

陳情が出ました段階におきまして、一つは代表者は書かれておりますけれども、どういう構成で、どういうぐらいの人数があって、どういう目的だということで私の方から、ほとんどわからない状態でありましたので事務局にお願いして連絡をとってもらった次

第でございます。その中の流れとして、そういう私がさっき話したような結果といえますか、お話があったということでありました。

以上です。

議長（井島市太郎君） 1番今野英元君、再々質疑ありませんか。1番今野英元君。

1番（今野英元君） それであれば、やっぱりぜひとも事務局の方を委員会に本当は私は呼んでほしかったと思います。電話で確認をとるという作業よりも、実際に生の声を聞いてほしかった。陳情書はある程度の設計図や、それから陳情の意義というものは書かれておりますけれども、20年くらい前からの運動の経過というものを踏まえて、一度私は話を聞いてほしかったと思ってますけれども、その必要性はなかったということなんです。これは確認ですけれども。

議長（井島市太郎君） 建設常任委員長の答弁を求めます。21番佐藤議司君。

建設常任委員長（佐藤議司君） なかったということでありませんが、その中の流れに、一応結果の話もしました、という話です。その中でもし今回が不採択であれば、また、場所を変えて再提出するというお話でありました。それで、そういう結果でございます。

議長（井島市太郎君） ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり不採択と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって陳情第5号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第113、継続審査中の平成17年陳情第7号の1を議題いたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議し」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成17年陳情第7号の1は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第114、継続審査中の平成17年陳情第7号の2を議題いたします。

総務常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

採決いたします。委員長報告のとおり決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成17年陳情第7号の2は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第115、継続審査中の平成17年陳情第9号を議題といたします。

教育民生常任委員長より、なお審査の要ありとして、会議規則第104条の規定により継続審査の申し出があります。

教育民生常任委員長の申し出のとおり、これを継続審査とすることに決定してご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって継続審査中の平成17年陳情第9号は、継続審査とすることに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第116、継続審査中の平成17年陳情第14号を議題といたします。

総務常任委員長の報告は、不採択すべきものとしております。

委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 質疑なしと認めます。

討論ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） 討論なしと認めます。

本案については、起立採決いたします。委員長報告のとおり不採択と決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

【賛成者起立】

議長（井島市太郎君） 起立多数であります。よって継続審査中の平成17年陳情第14号は、不採択と決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第117、追加提出議員発案の説明並びに質疑を行います。

この際、お諮りいたします。会議規則第37条第2項の規定により、議員発案第1号については、提案説明並びに委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、提案理由並びに委員会付託を省略することに決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第1号については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 日程第118、議員発案第1号道路整備の促進及び道路財源の確保に関する意見書の提出についてを議題といたします。

本案は直ちに採決いたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よって議員発案第1号は、原案のとおり可決されました。

この際、お諮りいたします。今期市議会定例会において議決されました議案、陳情等において、その字句、条項、数字、その他文案等に整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

重ねてお諮りいたします。各委員会の所管に関する事項については、閉会中も調査検討したいと思っております。これにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

議長（井島市太郎君） ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

議長（井島市太郎君） 以上をもって、今期市議会定例会の付議事件は、すべて終了いたしました。

去る2月28日開会以来、連日審査に当たられました議員各位に対し、心から敬意を表しますとともに、これにご協力をいただきました市当局並びに関係各位に対しまして、この席から深甚なる感謝を表する次第であります。

これをもちまして、平成18年第1回由利本荘市議会定例会を閉会いたします。

午後 4時00分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

由利本荘市議会議長

議 員

議 員